





第十四條

定時制の課程のみをおく高等学校の教諭、実習助手及び事務職員の教は、第十條、第十一條及び第十三條の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第三十條 校地及び校舎面積に關する基準は別記による。

第三十一條 校舎には少くとも次に掲げる施設を含み且つこれらの施設は常に改善を期しなげなければならない。但し、臨時使用可能な兼用の施設をもつてその一部に替へることがあるときは別記の次へづく。

第三十二條 前條の施設に備へるべき校具の設備は、一學級の生徒が同時に実験又は実習をすることのできるよう、生徒数に應じ、學習指導要領に準じて、相當の設備を備へなければならない。

第三十三條 校具とは、學習用、体育用及び保健衛生用の圖書、機械器具、標本及び模型をいふ。

第三十四條 校具はすべて學習上、保健衛生上有効適切で常に改善し補ふを以てなければならない。

第三十五條 高等學校には、學校の規模に從ひ保健衛生上の必要に應ずる十分給水施設を備へることとし、その水質は衛生上無害であることの証明されるものを用ひなければならない。

第三十六條 高等學校には、學校の規模に應じ安全を期し得るに足る防火、消火、消火器、消火器等の消火設備を備へなければならない。

第三十七條 夜間の課程を有する高等學校にあっては、生徒数に應じ必要を給食施設を備へなければならない。

第三十八條 高等學校には、なるべく次の施設を備へる。

- 一 プール
- 二 浴室、相倉
- 三 給食施設
- 四 學校農園
- 五 教職員住宅

(第三十九條つぎ)

- 一 校長室、会議室、教員室、事務室。
- 二 學級教と同数以上の普通教室。
- 三 社会科学教室及びその標本室、準備室。
- 四 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室。
- 五 音楽教室、普通教室、回廊教室、製図教室、工作教室及びそれぞれの準備室。
- 六 圖書室、講堂、体育館。
- 七 教員研究室。
- 八 医務室、休養室。

専門教育に關する施設については別記の基準による。

附 則

第三十條 この規定は、公衆の口から、これを適用する。

第三十一條

第三十二條 第三十三條 第三十四條 第三十五條 第三十六條 第三十七條 第三十八條 第三十九條 第四十條 第四十一條 第四十二條 第四十三條 第四十四條 第四十五條 第四十六條 第四十七條 第四十八條 第四十九條 第五十條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

第四十二條

第四十三條

第四十四條

第四十五條

第四十六條

第四十七條

第四十八條

第四十九條

第五十條

第五十一條

第五十二條

第五十三條

第五十四條

第五十五條

第五十六條

第五十七條

第五十八條

第五十九條

第六十條

第六十一條

第六十二條

第六十三條

第六十四條

第六十五條

第六十六條

第六十七條

第六十八條

第六十九條

第七十條

第七十一條

第七十二條

第七十三條

第七十四條

第七十五條

第七十六條

第七十七條

第七十八條

第七十九條

第八十條

第八十一條

第八十二條

第八十三條

第八十四條

附 則

第三十一條

この省令は公布の日から、これを施行する。

第三十二條

第八條、第十條、第十八條及び第三十二條の規定にかかわらず、当分の間、第三十三條より第三十八條までの規定による。

第三十一條から第三十五條まで、第三十一條及び第三十八條の規定は、当分の間、これによらないことができる。

第三十三條

一学級の生徒数は、五十人以下とする。但し、工業に関する学科においては、これを四十人以下とする。

第三十四條

教員の数は、学校教育法施行規則第六十二條の規定にかかわらず、従前の制度による。中学校規程第三十六條、高等小学校規程第三十七條及び実業学校規程第三十二條の規定による。

定時制の課程の教員の数は、前項の規程にかかわらず、一学級に付二人以上とする事ができる。

別記一

一校地面積は普通科、商業科、家政科又は家庭科に同じ、理科又は家庭科に同じ、高等  
 等学校にあっては生徒一人当り八〇平方米を標準とし、農業土木産  
 又は工業に同じ、理科、おとく高等学校にあっては生徒一人当り二〇  
 平方米を標準とする。但し農業に同じ、理科の実習地面積を含まない。  
 二運動場の面積は生徒一人当り三〇平方米を標準とする。  
 三校舎の床面積は農業、水産、又は工業に同じ、理科にあっては、生徒  
 一人当り二〇平方米を標準とし、その他の学科にあっては、生徒一人当り  
 一〇平方米を標準とする。

四農業に同じ、理科の実習地については、生徒一人当りの面積標準とする。  
 次の通りとする。但し土地の情況に応じて適切は運用するものとする。  
 農業科 二五〇平方米（但し山林の面積を含まない）  
 林業科 畑地 五〇平方米  
 演習林 四八〇平方米  
 （竹林及び本林を含む）

- 蚕業科 二〇〇平方米
- 園藝科及農産物製造科 二〇〇平方米
- 農業土木科 一〇〇平方米
- 畜産科 三〇〇平方米
- 造園科 二〇〇平方米
- 女子農業科 一〇〇平方米

五、夜間課程のみとて、高等学校においては、校地及体操場の面積は前三項の標準に準ずることとする。

一 普通科に実業の課程とある場合は、専門教育に關する学科にその専門以外の実業の課程とある場合には、課程に應じて次の施設をおこななければならない。

農業の課程の場合

農具室、畜産室、加工室、収納室、肥料室、工業の課程の場合

木工実習室、機械実習室、電気実習室、化学実習室、製図室、暗室

商業の課程の場合

簿記室、工業及び資材教室、商業調査室、タイプライター室

家庭の課程の場合

家事室、調理室、作法室、洗濯室

水産の課程の場合

実習船、漁具倉庫、漁具実習室、製氷実習室、養魚池、標本室

二 農業

（一）特別教室

各学科の関係教科の實驗及び研究のために必要な特別教室、標本室及び準備室

（二）実習施設

（一）農業科

耕種関係

農具室、收納室、作業室、管理室、肥料室、材料室、穀物倉庫

養畜関係

堆肥舎及び水肥舎、温室及同附属室、ヒート、フレーム実習教室、更衣室、農夫室、宿直室、生徒當番室、大動物舎、中動物舎、家禽舎、飼料室及び飼料調製室、小卵及小育雛室、消毒室、サイロ、管理室、牧夫室、宿直室、動物運動場

農業土木関係

機械農具室

農業加工関係 穀類加工室、野菜果物加工室、製茶室、製糖室、漬物加工室、製茶室、林産物加工室、準備室、貯藏室、動力室、屠殺室、材料室、管理室、遊室

農業工作関係

木工室、金工室、材料室、準備室

養蚕と課す場合は蚕室、貯桑室、調桑室、宿直室、及同附属室

（二）林業科

農業及森林生産関係

農具室、自動車庫、收納室、作業室、管理室、肥料室、種物室、材料室、倉庫、堆肥及水肥舎、フレーム実習教室、更衣室、農夫室、生徒當番室、演習

林舎舎、演習林管理室、温室

森林土木関係

機械農具室

林産加工関係 木工室、金工室、木材加工室、林産製法室、木材倉庫、乾燥室、塗装室







三工業に關する学科には、  
以下の通り、  
その種類に依り、  
次の施設を所かすべし

1 機械科  
製圖室、機械工場、仕上組立工場、鍛造工場、木型工場、鑄造工場、  
材料倉庫、工具室、原動機実習室、水力実験室、電気実験室、  
材料試験室、精密測定室、標本室、製品陳列室。

2 造船科  
製圖室、現圖室、木工場、鍛造工場、鑄造工場、熔接工場、機械工場、  
材料試験室、電気実験室、模型及び標本室、倉庫。

3 電気科  
強電実習室、弱電実習室、電気工作工場、電気工事実習室、電子管  
及び高周波実習室、製圖室、機械工作実習工場、標本室、計器室、  
倉庫。

4 電気通信科  
測定実習室、電子管及び高周波回路実習室、電気通信機器実習  
室(測定実習室と兼用することとする)、電気機器実習室、電気工作工場、  
電気工事実習室、製圖室、機械工作実習工場、標本室、計器室、倉庫。

5 工業化学科  
化学実験室、定性分析実習室、定量分析実習室、工業試験室、天秤室、  
硫化水素発生室、電気実験室、別取造工場、製圖室、危険薬品庫、倉庫。

6 紡織科  
製織工場、製織準備工場、燃糸工場、紡績工場、編組工場、機械工作実習  
工場、試験鑑識室、電気実験室、別取製圖室、標本室、製品陳列室、  
倉庫。

7 色染科  
精練漂白工場、浸染工場、仕上工場、捺染工場、色染準備室、織物試  
験室、分析室、染料実験室、汽鐘室、機械工作実習工場、電気実  
験室、製圖室、兼製圖室、標本室、別取品陳列室、倉庫。

8 土木科  
製圖室、測量機械器具室、材料試験室、水理実験室、建設機械室、  
標本室、倉庫。

9 建築科  
製圖室、施工実習室、木工機械工場、材料試験室、測量機械器具室、  
模型標本室、デッサン室、倉庫。

10 採鉱科  
採鉱実験室、選鉱実験室、測量機械器具室、鉱物鑑定室、鉱物分析室、  
電気実験室、標本室、天秤室、薬品室、製圖室、倉庫。

11 冶金科  
冶金実験室、選鉱実験室、分析実験室、電気実験室、天秤室、製圖室、  
標本室、倉庫。

及金屬工業科

金屬組織實驗室、物理冶金實驗室、材料試驗室、分析實驗室、天秤室、熱處理加工工場、熔解鑄造工場、電解及電鍍工場、製圖室、プレス工場、機械工作實習工場、電気實驗室、木工場、標本室、倉庫、

木材工業科

製圖室、組立工場、挽物彫刻工場、塗裝工場、木工機械工場、木材試験室、塗料及膠着劑試驗室、電気實驗室、標本室、

金屬工業科

製圖室兼図案室、機械工場、鋁金工場、彫金工場、鑄金工場、鍍金工場、電気實驗室、標本室、製器陳列室、倉庫、

化学工業科

四商業科に関する学科に、<sup>（後の科教に依る）</sup>以下の施設を有せしむべきならむ。  
簿記室、工業及び材料教室、實驗室、暗室、準備室及び標本室、  
実践室、タイプライティング教室、調査資料室、  
但し、工業及び材料教室等の實驗室、標本室、準備室を以て物理及び化学の實驗室、標本室、準備室にかゝることからせらる。

五家庭に関する学科に

その種数に依る

次の施設を有せしむべき

一 被服科 洋裁室、和裁室及びその準備室及び標本室、洗濯室、染色室及びその準備室及び標本室、物干、  
二 食物科 調理室及びその準備室、家事實驗室及び標本室、試食室、

別記三

一、普通科に農業の課程をおく場合、その専門教育に關する学解にその専門科外の農業の課程をおく場合、又は定時制の課程に農業の課程をおく場合

農業の課程をおく場合、—— 農業委員、作物改良、中村金、工業の課程をおく場合、—— 木工、製菓、機械、洋学、農業の課程をおく場合、—— 栽培、園芸、作物改良

1. 農業科

耕種関係 農業委員、作物改良、作物改良、肥料金、畜産関係 畜舎、飼料改良、小中、畜産改良、農業加工関係 農業加工改良、農業加工改良、畜産加工改良、畜舎関係 畜舎改良、衛生畜産改良

2. 林業科

林業関係 林産製造、森林管理、森林管理、木材倉庫、農業科関係 農業科関係に準ずる。

3. 畜産科

養蚕関係 蚕桑、飼料改良、衛生畜産改良、製糸機関係 製糸機改良、畜産加工関係 畜産加工改良、耕種関係 農業科関係に準ずる。

4. 園藝科

園藝関係 温室、金魚改良、ロケット、耕種農業加工関係 農業加工関係に準ずる、園藝工作関係 園藝工作改良

5. 農業土木科

測量関係 測量機改良、測量機改良

農業関係 農業関係 農業関係 農業関係

畜産関係 畜産関係 畜産関係 畜産関係

造園科 造園科 造園科 造園科

造園科 造園科 造園科 造園科

造園科 造園科 造園科 造園科

造園科 造園科 造園科 造園科

造園科 造園科 造園科 造園科

造園科 造園科 造園科 造園科

造園科 造園科 造園科 造園科

三、水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

水産関係 水産関係 水産関係 水産関係

